

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 基本方針（第2条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第3条－第33条）

第4章 補則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 基本方針

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第4条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の要件)

第5条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 生活相談員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第7条 軽費老人ホームは、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(非常災害対策)

第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第10条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、軽費老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（次号に規定する設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、第1号ただし書の場合にあつては、31.9平方メートル以上とすること。
- (4) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
- (5) 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

5 前項の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 居室
  - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エに規定する設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、23.45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに適当な数の便所及び調理設備を設ける場合にあっては、便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

(軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数等)

第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第7条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の事由を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき第1項の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

4 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項において「電子情報処理組織」とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第3項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により当該入所申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、同項の入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項の重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

第13条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第14条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第16条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて入所者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第17条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいを持って生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行

う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（食事の提供）

第18条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第19条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、当該入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーションを実施するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第20条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（健康の保持）

第21条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（施設長の職務）

第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の職務）

第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める職務を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項の職務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会を規則に定めるところにより開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防等のための研修を定期的実施すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、第7条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第31条 軽費老人ホームは、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、提供したサービスに関し知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、省令に規定する措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

#### 第4章 補則

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

2 平成20年6月1日以前から存する軽費老人ホーム（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものとして知事が指定するものについては、第2条から第33条までの規定にかかわらず、次項から附則第34項までに定めるところによる。

(1) 軽費老人ホームA型（次項から附則第19項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）

(2) 軽費老人ホームB型（附則第20項から第34項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）

（軽費老人ホームA型に係る基本方針）

3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

（軽費老人ホームA型の規模）

6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（軽費老人ホームA型の設備の基準）

7 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

8 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームA型の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、軽費老人ホームA型の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 静養室

(4) 食堂

(5) 浴室

- (6) 洗面所
  - (7) 便所
  - (8) 医務室
  - (9) 調理室
  - (10) 職員室
  - (11) 面談室
  - (12) 洗濯室又は洗濯場
  - (13) 宿直室
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 10 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、原則として1人とする。
  - (2) 地階に設けてはならない。
  - (3) 入所者1人当たりの床面積（収納設備の床面積を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。
- 11 附則第7項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームA型の設備の基準は、規則で定める。  
(軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数等)
- 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。  
(軽費老人ホームA型の利用料の受領)
- 13 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって入所者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 14 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。  
(軽費老人ホームA型における健康管理)
- 15 軽費老人ホームA型は、入所者について、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。  
(軽費老人ホームA型における生活相談員の職務)
- 16 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める職務を行わなければなら

ない。

17 主任生活相談員は、前項に規定する職務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

18 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が前2項に規定する職務を行わなければならない。

(準用)

19 第3条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条及び第24条から第33条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは、「附則第13項から附則第18項まで並びに附則第19項において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33条まで」と読み替えるものとする。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

20 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活することについて不安があると認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

21 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

22 軽費老人ホームB型は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(軽費老人ホームB型に係る規模)

23 軽費老人ホームB型は、50人以上（他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、20人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

24 軽費老人ホームB型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

25 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームB型の建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、軽費老人ホームB型の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

26 軽費老人ホームB型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 面談室
- (6) 洗濯室又は洗濯場
- (7) 管理人居室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

27 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 一の居室の床面積は、16.5平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書の場合にあつては、24.8平方メートル以上とすること。
- (4) 洗面所及び調理設備を設けること。
- (5) 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

28 附則第24項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームB型の設備の基準は、規則で定める。

(軽費老人ホームB型に置くべき職員及びその員数等)

29 軽費老人ホームB型に置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(軽費老人ホームB型の利用料の受領)

30 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて入所者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

31 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

32 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

33 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話を行うよう努めなければならない。

(準用)

34 第3条から第5条(同条第2項を除く。)まで、第6条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第22条まで及び第24条から第33条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは、「附則第30項から附則第33項まで並びに附則第34項において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条、第19条から第22条まで及び第24条から第33条まで」と読み替えるものとする。